

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

S15065, 15-024

③施設の情報

名称：久留米天使園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：中島俊則	定員（利用人数）：80名	
所在地：福岡県久留米市御井町 2187		
TEL：0942-43-3418	ホームページ	
【施設の概要】		
開設年月日 昭和 21 年 9 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 聖嬰会		
職員数	常勤職員：35名	非常勤職員：4名
専門職員	（専門職の名称） 名	心理士 2名
	保育士 15名	社会福祉士 2名
	児童指導員 11名	
施設・設備 の概要	（居室数）35室	（設備等）
	ユニット 地域交流スペース プレイコーナー 食堂 スタッフルーム 相談室 面会室	厨房 検収室 冷蔵施設 浴室 WC

④理念・基本方針

社会福祉法人 聖嬰会は、設立母体であるショファイユの幼きイエズス修道会の創立者レーヌ・アンティエの愛と奉仕の心を受け継ぎ、そのカトリック精神を基本理念とする。それゆえ、本法人は援助を必要としている人々の中に幼子イエスを見、「ありのままの一人ひとりを受け入れ、その存在を尊び、愛する心」をすべての援者の原点とする。

⑤施設の特徴的な取組

子どもの権利擁護や子どもの最善の利益を保障する取り組みとして、子どもの権利擁護に関する研修と職員体制の充実、人材育成と職員支援体制の構築に取り組んでいる。地域への貢献として、久留米市要保護児童対策協議会の代表として活動している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 5 月 11 日（契約日） ～ 平成 30 年 2 月 16 日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1 回（平成 26 年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

1 理念、基本方針とユニットケアについて

基本理念や基本方針を「冊子聖嬰会の心」や事業計画、養育マニュアルに明記しており、園内の掲示板に掲示しています。ユニットケアの利点を生かし、ホーム会や投書箱等、子どもたちが自由に意見を表明できる場を設け、意見や要望を反映する取り組みが行われています。

2 地域との交流について

○地域の一員として、自治会の御井校区体育係を担当し校区体育祭に参加されています。子ども会役員を担当し希望する子どもを対象に、地域の「子どもみこし」や久留米市指定無形民俗文化財である伝統行事「御井町風流」にも参加するなど、地域と共に歩めるよう努力されています。又、近隣の自治会のお茶飲み会、いきいきサロンの会場として施設を提供するなど、地域との関係が適切に確保されており、関係機関との連携が確保されています。

○児童相談所と年 1 回の連絡会の他、定期的に児童養護施設連絡協議会が行われており、施設長は久留米要保護児童対策地域協議員、中学校地域学校協議会委員、校区人権啓発推進協議会委員として参加し連携を行っています。

3 子どもの権利について

○「子どもの最善の利益」を目指した養育支援について、日々の生活の中やホーム会、部会、職員会議などで検証がされています。

○「子どもの権利」について正しく理解できるように「子どもの権利ノート」を使用して、子ども達に説明がされています。月 1 回、施設生活などについて子どもに対して個別に聞き取りがされています。施設での生活ルールなど日常生活上の決まりについて子どもからの意見などを取り入れています。

◇改善を求められる点

1 職員の質の向上について

職員の質の向上に向けた取り組みが求められます。

○期待する職員像や組織が求める職員の基本姿勢は法人冊子聖嬰会の心や事業計画に明示されています。しかし、職員個別の目標設定がなく、職員の資格取得や能力向上など目標が明確になっていません。職員の職務に対する意欲向上に向けた体制づくりが望まれます。

○園内外において研修に参加し学習する機会が設けられていますが、職員のキャリアパスという視点から研修計画を見直され、より専門性の向上に結びつく研修体制の確立が望まれます。

○人事管理や研修内容、実績の分析を行い、職員育成を通して、施設全体の支援の質を向上させる取り組みに期待します。

2 子どもの自立支援について

○親・子ども・学校との話し合いがもたれ、自立支援計画を作成され、奨学金や進学の情報提供されています。継続して、進路決定後の支援や失敗した際の支援記録などの整備を期待します。

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

今回、2回目の第三者評価を受審し、日常の業務や支援の在り方について、振り返りや再確認をすることができました。前回から改善できた事項、また、不十分な事項等について学ぶことができ、さらなる取り組みの必要性を感じました。

今後はこの評価で気付かされたことを受けとめ、子ども達に寄り添い、暮らしやすい支援へ繋げることができるよう努力していきます。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> ○理念、基本方針が明文化され、基本方針・実践テーマが玄関ホールや地域交流スペースの玄関ホールに掲示されています。 ○保護者に入所時に配布されるパンフレットや「保護者の皆さんへ」に理念等が明記されており、子どもには、毎月のホーム会で一人ひとりを大切にするという基本方針は伝えていますが、理念や基本方針を分かりやすく説明した資料がありません。子どもへの周知の取り組みを期待します。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> ○全国児童養護施設協議会役員、全国社会福祉法人経営者協議会、久留米市要保護対策地域協議会に参加し、社会福祉の動向や制度の改正等について情報収集されています。 ○集められた情報を分析し、施設や法人の中・長期計画や事業計画に反映されることを期待します。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント> ○経営状況や課題は、職員会議等において職員周知が図られています。また、運営会議(施設長、主任、栄養士、事務員で構成)において毎月、事業の進捗状況の確認や課題解決の取り組みが行われています。 ○経営課題の解決・改善に向けて、課題を職員と共通認識し、施設一体となった取り組みが求められます。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>○中・長期計画(家庭的養護推進計画)は平成26年度に作成されています。年度毎に取り組むべき数値目標や収支計画と計画策定後の見直しが重要です。</p> <p>○平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」が示されたこともあり、施設としての課題や問題点の分析と将来に向けたビジョンの見直しに期待します。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>○単年度の計画には年度に実行する支援の基本方針や具体的内容が示されていますが、中・長期計画が具体的内容になっていないため、単年度の事業計画も目標達成の評価が難しい内容です。今後、数値目標や具体的な成果目標等を設定することにより、より実効性のある事業計画作成を期待します。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>○事業計画は各部署会議を中心に作成し、運営会議で見直しをされていますが、年度途中の見直しの時期・手順は定められておらず、必要に応じて行なわれています。組織として見直しが機能し、有効な改善結果をもたらすには、職員と情報を共有した事業計画の策定を期待します。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>○事業計画の主な内容は、子どもや保護者に説明しています。保護者の面会が多いという施設の特徴があり、施設行事や学校行事のプリントを渡すなど声かけをしています。</p> <p>○事業計画のわかりやすい資料を作成するなど、保護者や子どもへの周知の工夫が求められます。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○養育支援の質の向上に向けた取り組みは、個人との聞き取り、ホーム会、各部会、毎月の職員会議により自立支援計画の検討がされています。</p> <p>○年に1回自己評価を行ない定期的に第三者評価を受審されていますが、結果の分析が不十分で日常的な支援に生かされていません。評価の検討と改善に取り組まれることを期待します。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>○自己評価、第三者評価の結果について改善の課題を明確にし、課題を文書化し、職員間で共有する仕組みがありません。課題に対する取組みが、職員参画のもと改善計画に生かされることを期待します。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長の役割と責任については、事業計画、職務分掌表に明示されていますが、十分に表明しているとまでは認められず、広報誌など、あらゆる機会をとらえての周知徹底が求められます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○施設長は法令遵守の観点から、様々な研修に参加され、福祉関係の法令のほか、さまざまな分野の法令や行政機関からの通達・通知等の把握に努められています。</p> <p>○施設長は、職員の遵守すべき法令等について、職員会議等を通じて職員に通知し、法令等がいつでも確認できるよう努められています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>○施設長は、職員会議で児童養護施設運営ハンドブックをもとに、養育・支援の状況を把握し、質の向上に対してスーパービジョンを行っています。</p> <p>○施設長は、福岡県養護施設協議会、県域養護施設協議会、管内連絡協議会の会長として、専門性の向上に努めています。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は、労務管理研修会に積極的に参加し、財務管理は法人公認会計士による分析をもとに把握されています。</p> <p>○業務の改善に対する組織的な取組みが不十分です。組織的な取組みの体制づくりを期待します。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○養育・支援に関わる専門職の配置等、必要な福祉人材の確保のため、大学に出向き実習生を受け入れるなど協力して取り組まれています。中・長期的な視点での人材育成計画が不十分です。「期待する職員像」の実現に向けた取り組みが求められます。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○期待する職員像は、法人冊子「聖嬰会の心」に記載されていますが、明確な人事基準が策定されていないため、客観的な職員の能力、専門性などの判断が行われていません。職員の仕事に対する努力や成果が十分に反映され、将来の目標を明確にできるような取り組みを期待します。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○平成27年度より、働きやすい職場づくりのため、年休2日公休2日の4連休のリフレッシュ休暇等をはじめ計画的に付与する取り組みが行われています。</p> <p>○基幹的職員が配置され、職員の役割の明確化、職員の困難なケースの抱え込み防止など体制が整備されていますが、職員からの申し出による対応のみならず、組織として積極的に職員への支援体制を整備し、安心して職務に従事できるような取り組みを期待します。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○期待する職員像や組織が求める職員の基本姿勢は法人冊子「聖嬰会の心」や事業計画に明示されています。しかし、職員個別の目標の設定はなく、職員の資格取得や能力向上など目標が明確になっていません。職員の職務に対する意欲向上に向けた体制づくりが望まれます。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○研修計画が策定され、研修参加者は職員会議で参加後の伝達研修を実施する仕組みがあります。</p> <p>○園内外において研修に参加し学習する機会が設けられていますが、職員のキャリアパスという視点から研修計画を見直され、より専門性の向上に結びつく研修体制の確立が望まれます。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>○職員の教育・研修は、新任研修、階層別研修をはじめCAP研修・権利養護研修など、外部講師による組織的研修も実施されています。</p> <p>○職員一人ひとりの知識・技術の習熟度や水準の到達度の把握が不十分です。今後の取り組みに期待します。</p>		

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>○大学や短期大学からの実習要請に応え、積極的に受け入れています。</p> <p>○実習全般に対する説明や心構えについての文書は作成されています。実習指導者への研修を実施し、学校側との連携を行い、実習プログラムの整備と充実を期待します。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○第三者評価の受審結果の状況はホームページに公表されており、事業計画、決算情報は事務所窓口において情報公開しています。</p> <p>○校区人権教育研修会に講師として施設長が参加され、人権擁護について職員が説明するなど、地域の福祉向上のための活動をしています。施設の性格上、公表できないものを除き、地域へ向けて施設の活動等の情報をホームページなど広報媒体により表すことを望みます。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○財務状況は法人として公認会計士による確認がされ、正確な経営・運営の取り組みが行われています。</p> <p>○年度計画に職務分担表に職員の役割など明記され周知されています。公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取り組みとして、定期的に外部の専門家の点検を受けたり、外部監査を採り入れたりすることも検討の余地があります。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○地域との連携は、事業計画に明記されており、自治会の御井校区体育係を担当し校区体育祭に参加されています。子ども会役員を担当し希望する子どもを対象に、地域の「子どもみこし」や久留米市指定無形民俗文化財である伝統行事「御井町風流」にも参加し職員も保護者として参加するなど地域との交流を深めています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○ボランティア受入れについては養育マニュアルに明記されており、継続的なかわりを重視されています。学習ボランティア、散髪ボランティア、英会話ボランティア等の受入れを行っています。ボランティアへの研修支援の取り組みを期待します。</p>		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> ○児童相談所と年1回の連絡会の他、定期的に児童施設連絡協議会が行われています。 ○施設長が久留米市要保護児童対策地域協議会委員、中学校地域学校協議会委員、校区人権啓発推進協議会委員として参加し連携を行なっています。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
<コメント> ○地域交流スペースを使って、地域住民との交流会が開かれ、民生委員会などにホールの貸し出しをされています。 ○地域の要望に応じて災害時などの避難場所として受け入れを行い、地域との連携を強化されています。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント> ○民生委員・児童委員等の見学など受入れや児童養護施設の理解に向けた活動をしています。 ○施設長は、要保護児童対策地域協議会委員として地域の福祉課題やニーズを把握に努めていますが、把握した福祉ニーズにもとづいて、地域課題解決に向けて、施設の専門性を積極的に提供する取り組みが求められます。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント> ○基本理念や基本方針を冊子「聖嬰会の心」や事業計画、養育マニュアルに明記しており、園内の掲示板に掲示しています。 ○ユニットケアの利点を生かし、ホーム会や投書箱等、子どもたちが自由に意見を表明できる場を設け、意見や要望を反映する取り組みが行われています。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	b
<コメント> ○小規模ユニットケアで、中高生については基本的に個室とし、プライバシーが保てるように配慮されています。 ○子ども同士においても生活の中で、他人の領域を尊重するよう、職員から子どもへ伝えられています。		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<コメント> ○入所時に、子どもや保護者に施設で作成した資料を用いて、丁寧な説明が行われています。 ○子どもや保護者に、わかりやすい資料までは用意されていません。わかりやすい資料の作成が求められます。		

31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>○養育・支援の開始・課程において、不安を感じないように「保護者の皆さんへ」等を用いて分かりやすいように対応されています。</p> <p>○意思決定が困難な子どもに対しては複数の職員で対応するようにルール化されていますが、養育マニュアルに明記され子どもや保護者等への周知が求められます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○措置変更や地域・家庭への移行等にあたり、アフターケアの窓口設置はありませんが、退所後も子どもや保護者が相談しやすいように、担当職員等を口頭で伝えており、再入所の受け入れは積極的に行っています。</p> <p>○施設退所時には口頭だけでなく、説明内容を文書として渡し、周知を図ることが求められます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○毎月子ども一人ひとりに個別に聞き取りを行い、ホーム毎に旅行先を決めるなどユニットの中で話し合っています。</p> <p>○一人ひとりの誕生日を各ユニットでお祝いし、子どもの好きなメニューを担当職員が用意をして楽しく時間を過ごせるように努めています。又、嗜好調査を行って活用し、養育・支援の改善に向けた取組が行われています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○苦情解決委員会を設置し、第三者委員を招聘して、年1回報告会を行っています。</p> <p>○ホーム会で、子どもの意見・要望については即応を原則として対応されています。</p> <p>○園での子どもの希望や要望は、意見箱のほか、各ホーム会で聞き取り、子どもたちと話し合いのもと、各ホーム別に報告され、部署会議で対応策が検討されています。苦情解決のみならず質の向上へ向けた改善の手がかりを収集し、積極的に課題解決に努められることを望みます。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>○苦情解決の仕組みを窓口に掲示しています。</p> <p>○毎月、一人ひとりに職員とのかかわりで相談をしたり、各ホーム会で意見を述べる機会があります。</p> <p>○子どもとの相談室が設けられており、相談や意見が述べやすい環境が整備されています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○苦情解決の対応マニュアルが策定されています。</p> <p>○毎月、子ども一人ひとりに個別で聞き取りを行い、ホーム会等での要望については、部会、職員会議で取り上げ検討されています。対応マニュアルの定期的な見直しが求められます。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>○安全確保のための防犯設備工事等、施設整備や交通指導を実施されています。養育マニュアルに安全対策について掲載されており、事故発生時の対応と安全確保について職員に周知されています。</p> <p>○ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討への取り組みが望まれます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○うがいや手洗いを励行し、感染予防に努めると同時に、感染症対応マニュアルを作成し、発生時の予防、対応、感染症拡大防止策を徹底し、感染の影響を最小限にとどめるような安全確保対策が講じられています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○防災(安全)委員会が設置され、定められた避難訓練や消防設備の法定点検は実施されています。</p> <p>○地域ハザードマップ等から立地状況や災害予測を把握しています。</p> <p>○地域の防災訓練に参加されています。地域と協働して有事の際に実効性のある対応策が求められます。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>○「養育・支援についての標準的な実施方法」は施設独自の養育支援マニュアルに記載されています。</p> <p>○標準的な実施方法のマニュアルに子どものプライバシー保護に対する姿勢が示されています。</p> <p>○職員に対して、全体研修や個別指導の時点で周知されています。標準的な実施方法が規定通り実施されているか確認するための仕組みが不十分です。見直しの仕組み構築を期待します。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○標準的な実施方法は園独自の「養育マニュアル」として定められて、養育支援の上で子どもの意見を聞きながら改善する仕組みがあります。</p> <p>○養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しを定期的に行われることを期待します。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	b
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画策定の責任者を各主任として設定して、自立支援計画を年2回作成されています。</p> <p>○自立支援計画は保育士や心理士、児童相談所等、各種の専門職と関係者の協議により作成されています。</p> <p>○アセスメントに基づく自立支援計画作成はされていますが、評価項目を記入したアセスメント票がなく、文書での再確認が難しい状態です。アセスメント票の策定を期待します。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画作成後、6ヶ月毎に見直しがされています。検討会議では子どもの意見を聞くことや関係職員の観察により見直しが実施されています。</p> <p>○自立支援計画で支援内容に緊急な変更が生じた際は素早く対応がされていますが、そのための手順や仕組み変更の規定がありません。今後の手順書の作成を期待します。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント></p> <p>○養育支援記録について、必要な情報を統合した様式で記録がされています。</p> <p>○養育支援の状況は子どもの観察記録に記載されています。また、記録要領は「養育マニュアル」に掲載されています。</p> <p>○情報共有のために必要なパソコンによるネットワークシステム構築に期待します。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○個人情報保護規程により、子どもや家族等に関する記録の保管、保存、廃棄、情報提供の定めがあります。</p> <p>○記載方法は記録要領に基づいています。記録管理について職員に研修がなされ、職員会議などでも伝えられています。</p> <p>○個人情報の取り扱いについて、保護者や子どもに対しての説明が不十分です。見学時や入所時などの機会に保護者等に説明されることを期待します。</p>		

内容評価基準（41 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮 4 6		
A① 4 6	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
<p><コメント></p> <p>○「子どもの最善の利益」を目指した養育支援について、日々の生活の中やホーム会、部会、職員会議などで検証がされています。</p> <p>○引き継ぎ会議などを通じて、日常的に養育支援の内容について話し合いがもたれています。</p> <p>○主任を中心として組織的なスーパービジョンが行われるなど、職員支援の環境があります。</p>		
A② 4 7	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
<p><コメント></p> <p>○子ども本人の出生や生い立ちを知ることや家族のことを知るための支援が関係職員と児童相談所との連携でなされています。</p> <p>○子どもの成長や家族支援について、何が重要か職員間でも協議がされて、適切な時期に伝えられています。</p> <p>○事実の伝え方とその後のアフターフォローは、職員会議などを開いて、多職種の職員が連携して適切に行われています。</p>		
A-1-(2) 権利についての説明		
A③ 4 8	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもの権利について正しく理解できるように「子どもの権利ノート」を使用して、子ども達に説明がされています。</p> <p>○月1回、施設生活等について子どもに個別に聞き取りがされています。子どもの権利についても伝える機会となっています。</p> <p>○施設での生活ルールなど日常生活上の決まりについて子どもからの意見などを取り入れています。</p> <p>○職員に対して、養育支援での「子どもの権利」について研修がされています。</p>		
A-1-(3) 他者の尊重		
A④ 4 9	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○1ユニット7-8名の小さな単位で生活を送り、個別の時間を作る努力がされています。</p> <p>○施設内での子ども同士のトラブルをできるだけ子どもの力で解決できるよう支援がされています。</p> <p>○夏祭りや伝統行事などに参加し、地域の人々と子どもが交流できる機会が作られています。</p>		

A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		
A ⑤ 50	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
<p><コメント></p> <p>○久留米天使園の運営管理規定第4条「虐待の禁止」同5条「施設長の懲戒にかかる権限濫用の禁止」と就業規則第64条に処分を行う仕組みがあります。</p> <p>○施設長等による「被措置児童虐待防止」に関する研修がされています。</p> <p>○第三者委員会など被措置児童等への不適切な対応に対処できる体制があります。</p>		
A ⑥ 51	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○「被措置児童への不適切なかかわり防止」について、具体的な内容を研修で伝えられています。</p> <p>○養育マニュアルに不適切な行為を発見した場合の対応などが掲載され、職員会議でも周知されています。</p> <p>○CAPプログラム（子どもの安全、虐待防止）が採用され、昨年は職員向けに本年は子ども向けに研修がされました。</p>		
A ⑦ 52	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○職員に対しての被措置児童等虐待の届出・通告制度の対応マニュアルがあり、職員研修を通して周知されています。</p> <p>○被措置児童等虐待の届出・通告制度について、子ども達に分かりやすく説明した資料などはありません。今後の取り組みを期待します。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A ⑧ 53	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
<p><コメント></p> <p>○施設内では宗教的な行事はなく、信教について強制もなく子どもの思想や信教の自由は保障されています。</p> <p>○理念には表されていますが、宗教上の行事はなく、強制もされていません。保護者などの思想・信教による子どもの権利侵害が起こらない配慮がされています。</p>		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A ⑨ 54	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>○入所に際して、暖かく迎える準備として箸等の生活用品の購入などで新しい環境に不安を持たないような配慮がされています。</p> <p>○入所相談について子どもや保護者に対する対応手順や分かりやすい資料の見直しを定期的になされることを期待します。</p>		
A ⑩ 55	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○毎月、子どもとの個別面談をしています。集団では話しにくい子どもにとって、生活上の問題を話しやすくする努力がされています。</p> <p>○生活日課などについて、子供の意見を取り入れる工夫がされています。</p>		

A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A ⑪ 5 6	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○ユニット化された小さな生活単位で、子どもの意向に沿った柔軟な生活時間を持つことができます。</p> <p>○各ユニットで、子ども達は自由な時間、余暇時間を持っています。行事などについても子どもの主体性を尊重し、アンケートをとる等され個別の希望をできるだけ取り入れる工夫がされています。</p>		
A ⑫ 5 7	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの金銭管理について、小遣い帳の記載方法などで指導を行い。貯蓄や無駄使いの制限などを支援されています。</p> <p>○高校生以上ではアルバイトなどを通じて金銭管理や将来への準備が支援されています。</p> <p>○自立の近い子どもへの生活準備のプログラムはこれからの予定で、今後の取り組みに期待します。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A ⑬ 5 8	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○家庭復帰に当たり、復帰後の生活を見据えた支援の検討が関係者で行われています。</p> <p>○家庭復帰後の不安や心配を支援するために担当の相談窓口を伝えています。</p> <p>○復帰後の保護者や子どもの状況把握などで記録保存がない等の不十分な部分があります。</p>		
A ⑭ 5 9	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○高校進学が困難な子どもや高校中退の子ども等について措置継続を行い、自立に向けた支援を行っています。</p> <p>○障害のある子どもへの自立支援では、子どもの希望に応じ措置を継続した例があります。就労移行支援事業所の協力を得て、自立に向けた生活を支援できています。</p>		
A ⑮ 6 0	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○自立支援について、個々の子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けた支援がなされています。</p> <p>○退所後も施設に相談できる窓口（担当者）があり、支援を継続していくことを伝えてられています。</p> <p>○退所者への支援で記録の整備がされていません。今後の記録保存の取り組みを期待します。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A ⑯ 6 1	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p><コメント></p> <p>○養育支援の基本として、職員は子どもに対して受容的かかわりを行い、子どもの課題に個別に向き合っています。被虐待体験による分離不安など見捨てられ感も含めて、子どもの心に寄り添っています。</p> <p>○子どもからのアンケート等による信頼関係の把握はされていません。今後の取り組みを期待します。</p>		
A ⑰ 6 2	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○子ども一人ひとり要望を取り入れるために月1回のホーム会や子どもとの個別面談等がなされています。</p> <p>○高齢児の日課は制限が緩く、自主的な生活リズムを尊重したものになっています。</p> <p>○ユニット制によって、各ユニットの生活が柔軟なものになっています。</p>		
A ⑱ 6 3	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもへの支援では、子ども自身の意思を尊重した姿勢で支援がなされています。</p> <p>○子どもの自己肯定感を高めるため、「できるまで待つ」姿勢を保たれています。</p> <p>○子どもへの賞賛や励ましで、自信が持てるよう努められています。</p>		
A ⑲ 6 4	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p><コメント></p> <p>○3歳以上の子どもは幼稚園通園をしています。幼児保育は「養育マニュアル」によりますが、発達状況に応じたプログラム作成はこれからの課題です。</p> <p>○地域の子どもにグラウンドが利用され、施設の子どもと遊ぶことができる空間となっています。</p>		
A ⑳ 6 5	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○ユニットの生活は大舎に比べて、柔軟性が高く穏やかな雰囲気与生活を送ることができます。</p> <p>○地域での行事に参加して、多くの人々の支援を受け、考え方の広がりや信頼を得ています。</p> <p>○ホームごとに職員による生活習慣の確立、社会規範の習得がされています。生活に必要な情報、計画表や食事の献立など掲示されています。</p> <p>○地域社会への参加について、夏祭りなどの行事を通じて、地域と人々と交流し社会的ルールが習得されています</p>		

A-2-(2) 食生活		
A ⑳ 66	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>○食事について、嗜好調査がされ、栄養士による献立で子どもにとって楽しい内容となる工夫がされています。</p> <p>○朝食はホームごとに作られ、クロスやランチョンマットを使用して、家庭に近いものになっています。</p> <p>○夕食は食堂で作られたものが提供されています。各ホーム毎に特色を持った雰囲気を作られています。</p>		
A ㉑ 67	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>○栄養士は子どもの意見を反映させたり、季節感のある献立に配慮しています。又、定期的な残食調査を行い、調理方法や味付けを工夫しています。</p> <p>○食物アレルギーのある子どもには医師の指示を仰ぎ、対応されています。</p> <p>○外食やグラウンドでバーベキューを行う外、ホームの新年会でしゃぶしゃぶ、すき焼き、キムチ鍋等を行い、家庭的で柔軟な献立で食卓を囲んでいます。</p>		
A ㉒ 68	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
<p><コメント></p> <p>○ユニット制で、各ホームで家庭的な食事の機会を持っています。食習慣も柔軟にされています。</p> <p>○栄養士が年間の食育計画を立て、その月々の目標をホーム会で伝え掲示されています。献立や栄養価、食品分類なども身近な職員や栄養士から伝えられています。</p> <p>○ホームでは、調理実習を行い、買い物と一緒に出向き、食事を作る機会を設け、伝統食に触れる機会があります。</p> <p>○高校3年生などに自立支援の目的として「おたすけクッキングブック」が配布され、自立に向けた支援がされています。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A ㉓ 69	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○洗濯は主に職員によってなされ、清潔なものが提供され、家庭に近いものとなっています。</p> <p>○子どもたちと一緒に衣類の整理をし、必要な場合は子どもの好みを尊重し購入されています。</p> <p>○年齢に応じて子どもが自分の嗜好に合わせて購入できる機会があり、必要に応じて職員が購入に付き添い、TPO や季節に応じた適切な衣類の選び方を支援しています。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A ㉔ 70	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
<p><コメント></p> <p>○ユニット内部は家庭的な雰囲気できれいに整備されています。</p> <p>○少人数で目が行き届き、軽微な破損にも適切に対応ができています。</p> <p>○居室の清掃や整理について、自主的に整頓できるように支援がされています。</p> <p>○施設周辺は住宅地で、グラウンドと周囲の植栽の整備がされ、緑豊かな環境が保持されています。</p>		

A ②⑥ 71	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
<p><コメント></p> <p>○ユニット制で少人数体制で児童への支援がされています。中学生以上は一人部屋が準備されています。個人のプライバシーや空間が確保できるよう配慮があります。</p> <p>○リビングは職員の目が届き、安心できる場所になっています。</p> <p>○子ども一人ひとりに机やベッド、タンス、ロッカーが用意されています。</p> <p>○リビングに子ども達の絵や作品が飾られ、家庭的な雰囲気が出されています。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A ②⑦ 72	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○子ども健康管理について、定期的に身体チェックがされています。</p> <p>○小規模単位で、ホーム内での子どもの変化に気づきやすい状態です。子どもの睡眠や食事、排せつなどの変化に適切に対応がされています。</p> <p>○日常の洗面や歯磨き、爪切りなど発達に応じた生活上の支援が行われています。</p> <p>○寝具の日光消毒など職員によって、行われ、夜尿等に対しても子どもの自尊心を配慮した対応がされています。</p>		
A ②⑧ 73	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもの身長、体重の測定を毎月実施されており、記録されています。服薬について、チェック表が作られて管理されています。</p> <p>○感染症対応マニュアルがあり、職員研修を通じて、周知徹底がされています。</p> <p>○衛生管理について職員研修会がされ、安全な生活に対する知識を深めています。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A ②⑨ 74	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p><コメント></p> <p>○昨年度から「性教育」に取り組み、職員研修から子どもに対する研修に取り組み始めています。</p> <p>○外部講師を招き性教育のあり方について、検討を行っています。身近な生活場面で必要に応じて性について伝えています。支援カリキュラムなどについて、今後の取り組みに期待します。</p>		
A-2-(7) 自己領域の確保		
A ③⑩ 75	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
<p><コメント></p> <p>○施設内での共有を減らして、個別性に配慮されています。シャンプーや食器など個別のものを持てるように進めています。</p> <p>○個人所有の物は子どもの嗜好に合わせて、所持できるように配慮されています。</p> <p>○字の読めない小さな子どもに対して、イラストなどを入れて所有物であることが分かるよう配慮がされています。</p>		

A ㉓ 76	A-2-(7)-㉒ 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
<p><コメント></p> <p>○成長アルバムは記録として扱われ、子どもと共に振り返りができるような支援がされています。</p> <p>○アルバム保存は個人保管とされ、いつでも見ることができる状態です。</p> <p>○アルバムを用いて、子どもの成長を振り返る取り組みがされています（ライフストーリー・ワーク）。</p>		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A ㉔ 77	A-2-(8)-㉑ 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p>○子どもの行動上の問題について、施設や職員が癒しの機能を果たすための取り組みがされています。安心できる場所の配慮や、心理士の個別の係わりがされています。</p> <p>○スーパーバイザーによる担当職員への支援がされています。</p> <p>○職員による不適切な行動を防止する目的で外部研修（コモンセンス・ペアレンティング）や内部研修によって、進めています。</p>		
A ㉕ 78	A-2-(8)-㉒ 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○施設でも日頃からいじめや子ども同志の問題について、話し合いや研修を通じて、人権に配慮した取り組みが進められています。</p> <p>○暴力などのトラブルが発生した場合は、子どもの様子を見ながら、必要に応じて個室の準備がされ、子どもの安全を守る体制があります。</p>		
A ㉖ 79	A-2-(8)-㉓ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
<p><コメント></p> <p>○養育マニュアルに親からの強引な引き取り時の対応が示されています。日頃から児童相談所や警察と連携を図っています。</p> <p>○過去に保護者等からの強引な引取り事例はあり、防止研修等を通じて、職員には対応を周知しています。</p>		
A-2-(9) 心理的ケア		
A ㉗ 80	A-2-(9)-㉑ 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○心理担当職員が2名配置されています。1名は常勤職員で、平常の子どもの生活の中にも入っています。</p> <p>○心理サロンがもたれていて、子ども達が自由に過ごせる時間が置かれています。ギターを弾いたり碁をしたり、紅茶を飲んだりと緩やかな時間を持つことができます。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A ㉘ 81	A-2-(10)-㉑ 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○小中学校と連携し、定期的に教職員が来園され基礎学力の向上がされています。また、ボランティアによる学習支援、英会話教室 塾への参加などがされています。</p> <p>○障害を持つ子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への支援がされています。</p>		

A ③⑦ 8 2	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの最善の利益を図るために早くから進路選択の支援がされています。</p> <p>○親、子ども、学校との話し合いがもたれ、自立支援計画を作成され、奨学金や進学の情報提供が提供されています。進路決定後の支援や失敗した際の支援記録などの整備を期待します。</p>		
A ③⑧ 8 3	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○高校生以上ではアルバイトなどを通じた社会体験に参加することを支援しています。</p> <p>○将来の自立に向けた資格取得、電気技術士やフォークリフト資格などの取得を支援しています。実習先や職場実習のための事業主との連携を期待します。</p>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A ③⑨ 8 4	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>○施設と家族の信頼関係を気づくために支援方針の確認と行事などへの参加を促し、共に子供の成長を支える取り組みがされています。家族の参加が確認されています。</p> <p>○家庭支援専門相談員を中心に児童相談所と連携し「親子きずな再生事業」を進めています。</p> <p>○親子の定期的な面会、外出、外泊を推進しています。不適切なかかわりについても、注意深く見守りがされています。</p>		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A ④⑩ 8 5	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○親子関係の修復に当たり、児童相談所と共に「絆」プロジェクトに取り組んでいます。主任である家庭支援専門相談員が中心的な役割を担っています。</p> <p>○親子関係の修復のために、面会、外出、外泊を取り入れながら家族関係の再構築を進めていますが、親子生活訓練室などハード面の整備は今後の課題です。</p>		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A ④⑪ 8 6	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○基幹的職員や主任などを中心として、職員へのスーパーバイズがされています。</p> <p>○職員への定期的なスーパービジョンによって、職員の職務上の不安などに応えています。スーパーバイザー自身が研修等のより質の向上を目指しています。</p> <p>○人事管理や研修内容、実績の分析を行い、施設全体の支援の質を向上させる取り組みに期待します。</p>		